住宅用エネルギーシステム設置費補助金のお知らせ

住宅用太陽光発電システム設置費及び住宅用定置式リチウムイオン蓄電池設置費について、補助金の交付を行います。設置を検討されている方はぜひご利用ください。

補助対象者	町内に住所を有している方、または実績報告書提出時までに町内に住所を有することとなる方。
補助金額	①住宅用太陽光発電システム 1キロワット当たり5万円の額に太陽電池の公称最大出力を乗じて得た額。(上限額20万円) ②住宅用定置式リチウムイオン蓄電池 1キロワットアワー当たり3万円の額に蓄電池の公称最大蓄電容量を乗じて得た額。(上限額10万円)
予 算 額	600万円(住宅用太陽光発電システム25件、住宅用定置式リチウムイオン蓄電池10件相当)
受付開始日時	4月2日(月)　8:30～ ※補助金の総額が予算額に達した時点で受付終了となります。

コンポスト等生ごみ処理容器購入補助金のお知らせ

一般家庭から排出される生ごみの減量化及び自家処理を推進するため、一般家庭でコンポストなど生ごみ処理容器を購入した場合、その費用の一部を補助します。生ごみ処理容器の購入を検討されている方は、ぜひ補助金を活用してください。

補助金額	購入金額の２分の１ ただし、生ごみ処理機は上限額1万5千円、生ごみたい肥化容器は上限額3千円 ※補助金の総額が予算額に達した時点で受付終了となります。

ダンボールコンポスト作成キットの配布について

一般家庭で生ごみを手軽にたい肥化させることができる、ダンボールコンポスト作成キットを配布します。

話題のダンボールコンポストで資源を循環させてたい肥を作り、おいしい野菜を育ててみませんか。

■金額

○スターターキット　1,000円
(基材、ダンボール(2重底)、温度計、虫よけキャップ、教本)

○継続キット　500円
(基材、ダンボール(2重底))

※ダンボールコンポストとは･･･生ごみを基材の入ったダンボール箱に入れ、減量・たい肥化させるものです。

●問い合わせ先　住民課　住民福祉係　TEL 72-3111(内線143)

浄化槽設置補助金のお知らせ

平成30年度の浄化槽設置補助金の申請受付を行います。この補助金は浄化槽を設置する費用の一部を助成する制度です。なお、「環境の町」宣言に伴い、本年度も補助金額を増額して交付します。

補助対象地域	農業集落排水事業実施地域(八ツ並・吉岡、土佐井)を除く町内全域
補助対象者	居住の目的で建てた専用住宅に浄化槽を設置する方
補助金額	5人槽／60万円　7人槽／84万円　10人槽／120万円 ・設置する浄化槽の人槽は建物の延べ床面積で決められています。 130㎡以下･･･5人槽　130㎡超･･･7人槽　ただし、二世帯住宅については10人槽となります。
受付開始日時	4月2日(月)　8:30～ 設置予定基数は50基としますので、浄化槽の設置を検討している方はお早めに申し込みをしてください。

※注意点　補助を受けようとする方は必ず工事着工前に補助金の申請をしてください。着工後の申請は対象になりません。
また、施工業者との契約、施工管理などは申請者の方が責任をもって行っていただく必要があります。

●問い合わせ先　建設課　上下水道係　TEL 72-3111(内線192･198)

国民年金学生納付特例のお知らせ

平成30年度の学生納付特例の受付を開始しています。学生の方で、経済的な理由により国民年金保険料を納めることが困難であると認められる場合は、申請手続きにより保険料の納付が猶予されます。

申請をしないで未納(納付しない)のまま放置していると、将来年金が受けられなかったり、万が一の事故や病気の際に障がいが残っても障害年金が受けられない場合があります。保険料を納めることが困難な学生の方は必ず手続きをしてください。

●問い合わせ先
住民課　住民福祉係
TEL 72-3111(内線142)

軽自動車税の減免について

身体や精神に障がいのある方が使用する軽自動車などで、一定の要件に該当する場合は、納税義務者の申請により軽自動車税が減免になります。

■対象となる車両
・障がいを有する方が所有する軽自動車
・障がいを有する方のために運転する軽自動車(生計同一の方)
※障がいの等級によっては減免の対象にならない場合があります。

■申請に必要なもの
・印鑑
・身体障害者手帳など(障がいの等級が確認できる書類)
・運転免許証(運転する方のもの)
・車検証(車検が必要な車両の場合)
・納税義務者の個人番号(マイナンバー)が確認できるもの

■申請期限　5月31日(木)まで
※申請は、毎年必要ですのでご注意ください。

●申請・問い合わせ先
税務課　税務係　TEL 72-3111(内線134)

普通自動車(自動車税)の減免については、下記の問い合わせ先までご確認ください。

●申請・問い合わせ先
行橋県税事務所　総務課
TEL 0930-23-2216

※減免の対象となる車両は、軽自動車と普通自動車を合わせて1台に限ります。

後期高齢者医療制度に加入している皆さまへ

◎平成30年度及び平成31年度の保険料率が決まりました。

	平成28･29年度	**平成30･31年度**	増減
均等割額	56,085円	**56,085円**	据え置き
所得割率	11.17%	**10.83%**	0.34ポイント減
賦課限度額	57万円	**62万円**	５万円増

◎保険料額の算出方法

個人ごとの保険料は、加入者全員が同じ金額を負担する「均等割額」と、個人ごとの総所得金額など(※注1)に応じて負担する「所得割額」との合計になります。

保険料額		均等割額		所得割額
(年額) (10円未満切り捨て)	=	56,085円	+	〔総所得金額等－33万円〕 ×10.83%(所得割率)

※注1　「総所得金額等」とは、前年中の「公的年金等収入－公的年金等控除」、「給与収入－給与所得控除」、「事業収入－必要経費」などの合計額で、各種所得控除前の金額です。

◎平成30年度の保険料軽減措置

○世帯(※注2)の所得額などに応じて、**均等割額**が軽減されます。

均等割額軽減割合	軽減後の均等割額(年額)	軽減の基準(同一世帯内の被保険者及び世帯主の軽減対象所得金額の合計額で判定)
９割軽減	5,608円	「33万円以下」かつ「被保険者全員が年金収入80万円以下で、その他の所得がない」
8.5割軽減	8,412円	33万円以下
５割軽減	28,042円	33万円＋27万５千円×被保険者数」以下
２割軽減	44,868円	33万円＋50万円×被保険者数」以下

※注2　「世帯」とは、４月１日時点の世帯(年度途中で75歳になる方、県外から転入された方などはその時点)が基準となります。

○後期高齢者医療制度に加入する前日まで**社会保険の被扶養者**であった方

均等割額が５割軽減(※注3)されます。 (所得割額は、かかりません)	軽減後の保険料 年額28,042円

※注3　均等割額の軽減が所得により９割軽減、8.5割軽減に該当する方は、それぞれ９割軽減、8.5割軽減が優先されます。

◎保険料額の通知について

保険料額の詳細については、７月に送付予定の「平成30年度後期高齢者医療保険料額決定通知書」でお知らせします。

●問い合わせ先
長寿福祉課　福祉医療係　TEL 72-3111(内線168)
後期高齢者医療お問い合わせセンター　TEL 092-651-3111

平成30年4月1日から清掃センターに直接搬入した場合のごみ処理手数料を改定します

■ 樹木・草などの破砕処理(チップ化)したものを持ち帰る場合	**10kgにつき100円**
■ 上記以外の樹木・草など	**10kgにつき200円**
■ 事業活動に伴い生じた一般廃棄物	**10kgにつき200円**

※別途消費税が加算されます。

●問い合わせ先　豊前市外二町清掃センター　TEL 82-2192